

仕 様 書

1 業務名

長野県警察管理施設の屋外広告物点検業務(東信地区)

2 業務場所

東信地区

※点検の箇所については、(別添1)内訳書のとおり。

3 業務内容

- (1) 「広告物等安全点検記録」により指定した項目の点検を実施する。
- (2) 点検結果を「広告物等安全点検記録」に記載する。

※広告物等安全点検記録は(別添2)を参考。

4 点検者に必要な資格

下記のいずれかの資格を有すること。

○屋外広告士

○建築士

建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

○電気工事士

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

○電気主任技術者

電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

○職業訓練修了者等

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく広告美術又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

○上記の資格と同等以上の知識を有すると知事が認めた者(次の団体が公共事業として行う知事の指定を受けた技能講習の修了者)

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会(平成28年12月2日以降に実施された技能講習会に適用する)

公益社団法人日本サイン協会(平成29年4月15日以降に実施された技能講習会に適用する。)

5 業務上の注意

- (1) 道路に面する箇所は、交通の安全に配慮した方法で実施すること。特に交通量が多い道路に面している作業に当たっては、交通整理員を配置し対応すること。
- (2) 隣接地に対する安全等に配慮して業務を実施すること。
- (3) 高所作業を伴う箇所については、特に安全対策を徹底すること。
- (4) 緊急な事象が発生した場合、遅滞なく発注者へ連絡し指示を得ること。
- (5) 点検の際、破損・変形・劣化等、公衆に危害を及ぼすおそれがある屋外広告物を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 点検を実施する際、必要がある場合は、所轄警察署への道路使用許可申請、道路管理者への申請等、必要な手続きを遅滞なく行うこと。

6 日程

- (1) 原則、行政機関の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、事前に発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 作業の実施にあたり、日程・時間等の詳細な工程について、発注者と受注者で協議を行い、発注者の承認を得ること。(同日に複数の箇所を作業することも可能で

あるが、発注者の承認を得ること。)

7 提出書類

- (1) 内訳書（見積書提出時）
- (2) 誓約書（見積書提出時）
ただし、令和4・5・6年度競争入札参加資格を有する者は、誓約書の提出を省略できる。
- (3) 屋外広告物条例に定める資格を証する書類等の写し（見積書提出時）
- (4) 請書
- (5) 業務完了届
- (6) 広告物等安全点検記録
- (7) 写真
- (8) 発注者から指示のあったもの

8 その他

疑義が生じた場合、発注者と協議の上、指示に従うものとする。